監査公表第８３３号

令和８年９月１４日に提出された住民監査請求について、監査を行いましたので、その結果を次のとおり公表します。

令和８年１１月１２日

京都市監査委員

住民監査請求に基づく監査の結果

（令和８年９月14日請求分）

京都市監査委員　　西　村　義　直
同　　隠　塚　　功
同　　山　添　洋　司
同　　髙　橋　一　浩

第１　請求の概要

令和８年９月14日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

１　請求人の数

１名

２　請求の要旨

⑴　請求の対象となる行為

京都市が実施する「市民生活応援デジタル地域ポイント給付事業」（以下「本件事業」という。）について、京都市長その他本件事業に係る契約、支出その他の財務会計上の行為について権限を有する職員が行った、又は今後行う公金の支出その他の財務会計上の行為を対象とする。特に、令和８年３月30日付けで締結された次の契約について、その適法性及び適正性を監査されたい。

ア　アプリケーション開発・運用業務

㋐　契約名称

「市民生活応援　デジタル地域ポイント給付事業アプリケーション開発・運用業務委託」

㋑　契約期間

令和８年３月30日から令和９年３月31日まで

㋒　契約金額

28,600,000円（税込）

㋓　契約相手方

ポケットサイン株式会社

イ　事務局運営業務

㋐　契約名称

「市民生活応援　デジタル地域ポイント給付事業事務局運営業務委託」

㋑　契約期間

令和８年３月30日から令和９年３月31日まで

㋒　契約金額

991,640,570円（税込）

㋓　契約相手方

キャリアリンク株式会社を代表とする共同企業体

上記２件の契約金額は合計1,020,240,570円である。

なお、上記金額は契約金額であって、既に同額の公金が支出されたことを意味するものではない。実際の支出額、支出時期、支出先その他の財務会計上の事実についても監査において確認されたい。

⑵　請求の理由

ア　国に提出された実施計画と、現在の制度運用との間に確認を要する相違があること

京都市が公表した「令和７年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画」のNo.31には、本件事業について、「京都市民（京都市内に住民票がある方）」が対象者として記載されている。また、同実施計画では、本件事業について、デジタル地域ポイント3,575,000千円、事務費931,000千円、総計4,560,000千円が計上されている。一方、同実施計画の当該事業欄には、対象者をマイナンバーカード保有者に限定する旨の記載は確認できない。ところが、現在京都市が実施している京都ポイントについては、公式FAQにおいて、給付申請及び現物支給の申請にマイナンバーカードが必要であることが明記されている。すなわち、国の実施計画上は「京都市内に住民票がある方」とされている一方、現在の実施制度では、マイナンバーカードを保有していない住民が給付を受けるための申請をすることができない仕組みとなっている。この相違について、マイナンバーカードの保有を給付の条件とすることが、国の交付金の申請・決定及びその実施計画において承認された内容であるのか、京都市と国との間でどのような協議・確認が行われたのかについて、確認する必要がある。

イ　マイナンバーカードが単なる本人確認手段なのか、給付対象者を限定する実質的な条件なのかについて確認を要すること

マイナンバーカードを本人確認のための手段として利用すること自体と、マイナンバーカードを保有していないことを理由として給付申請そのものを認めないこととは、区別して検討する必要がある。本件では、現在の公式FAQ上、マイナンバーカードを持っていない者については、カードを取得したうえで給付申請をすることが案内されている。したがって、マイナンバーカードの保有が単なる本人確認方法ではなく、実質的に給付を受けるための条件となっていると考えられ

る。本件事業が国の交付金を財源として実施されていることを踏まえ、このような条件を設定することについて、国の交付金制度及び実施計画上の根拠が存在するのか、また、対象者を限定する合理的かつ必要な理由があるのかについて、監査において確認されたい。

ウ　本件事業について既に具体的な契約が締結されていること

本件事業については、令和８年３月30日付けで、アプリケーション開発・運用業務及び事務局運営業務の２件の契約が締結されている。その契約金額は合計1,020,240,570円である。これらの契約には、アプリケーションの開発・運用、利用者認証、ポイントの給付・利用管理、事務局、コールセンター、デジタルデバイド支援窓口等、本件事業の実施に直接関係する業務が含まれている。したがって、本件は単なる将来の制度構想ではなく、既に具体的な契約が締結され、財務会計上の行為が進行している事業である。そのため、現在の制度設計及びその前提となる契約・支出が適法かつ適正なものであるかについて、速やかに確認する必要がある。

エ　本件事業について相当規模の公金が関係していること

京都市の令和７年度決算実績報告書には、「市民生活応援デジタル地域ポイントの給付」について、令和７年度決算額5,234,000円、翌年度繰越額4,500,700,000円が記載されている。翌年度繰越額は既に支出された金額ではないが、本件事業について相当規模の公金が関係し、今後も支出が行われる予定であることを示すものである。したがって、本件事業の制度設計に違法又は不当な点が存在する場合には、今後の公金支出に影響する可能性がある。

オ　前回の住民監査請求とは前提となる事実が異なっていること

本件事業については、令和８年１月14日付けで、既に住民監査請求が行われている。同請求について、京都市監査委員は令和８年３月４日付けで結果を示している。前回の監査結果では、当時は、スマートフォンを保有しない者への具体的対応、スマートフォンとマイナンバーカードとの連携を必須とするか否か、アプリの具体的仕様等が明らかではなかったことから、その時点では違法・不当な公金支出が相当の確実さをもって予測される状況にはないと判断されている。しかし、その後、本件事業の具体的な制度内容が明らかとなり、現在の京都ポイント公式FAQではマイナンバーカードが給付申請及び現物支給申請の必要条件とされ

ている。さらに、令和８年３月30日には、本件事業のアプリケーション開発・運用業務及び事務局運営業務について具体的な契約が締結されている。したがって、今回の請求は、前回の監査結果そのものを争うものではなく、前回の監査時点では明らかでなかった具体的な制度内容及び財務会計上の行為が、その後明らかになったことを踏まえ、現在の公金支出等の適法性・適正性について監査を求めるものである。

⑶　公金の支出について監査を求める理由

本件事業は、国の交付金を活用して実施される事業であり、京都市の実施計画では対象者が「京都市民（京都市に住民票がある方）」とされている。一方、現在の制度では、マイナンバーカードの保有が給付申請の条件となっている。

そこで、少なくとも以下の事項について確認する必要がある。

ア　京都市が国に提出した交付金申請書及びその添付資料に、マイナンバーカード保有を給付条件とする旨が記載されていたか。

イ　国による交付決定及び交付条件において、マイナンバーカード保有を給付条件とすることが認められていたか。

ウ　京都市と国との間で、本件条件について事前に協議・確認が行われていたか。

エ　本件事業の現在の制度設計が、国の交付金の目的及び京都市が公表した実施計画に適合しているか。

オ　マイナンバーカードを保有していない住民を給付対象から実質的に除外することについて、合理的かつ必要な根拠があるか。

カ　現在締結されている契約及びこれに基づく公金支出が、上記の制度設計を前提として適法かつ適正なものであるか。

⑷　京都市に生じる財務上の損害又はそのおそれ

本件請求においては、現時点で契約金額の全額が既に支出された、又は京都市に具体的な損害が既に発生していると断定するものではない。しかし、本件事業に係る公金の支出が、国の交付金の対象として認められない事業内容に基づくものであった場合には、交付金の減額、返還その他の京都市の財政的負担が生じる可能性がある。また、適法性・適正性に問題のある制度設計を前提として既に契約が締結されていることから、今後の公金支出についても、その必要性及び適正性を確認する必要がある。そのため、現時点における実際の支出額、支出予定額、国からの交

付額、交付条件及び返還等の財務上のリスクを監査によって明らかにする必要がある。

⑸　求める措置

以上の理由から、監査委員において、次の措置を講じるよう求める。

ア　本件事業に係る国の交付金申請書、実施計画、交付決定書、交付条件その他関係資料を調査し、マイナンバーカードの保有を給付条件とすることが国から承認・確認されているかを明らかにすること。

イ　京都市と国との間で、本件事業の対象者及びマイナンバーカードの取扱いについて行われた協議・照会・回答等の内容を調査すること。

ウ　現在の「京都ポイント」の制度設計について、国の交付金の目的、交付条件及び京都市が公表した実施計画との適合性を監査すること。

エ　マイナンバーカードを保有していない京都市民を実質的に給付対象から除外することについて、その法的根拠、必要性及び合理性を確認すること。

オ　本件事業に係る契約の締結及び履行並びにこれに基づく公金の支出について、違法又は不当な点がないかを監査すること。

カ　監査の結果、違法又は不当な公金の支出、契約その他の財務会計上の行為が認められた場合には、その是正、必要な契約・支出上の措置その他適切な措置を講じること。

キ　国の交付金について減額、返還その他京都市の財政的負担が生じるおそれが認められる場合には、その発生を防止又は最小限にするため、必要な措置を講じること。

3　事実証明書

本請求書に記載した事実を証明するため、次の資料を事実証明書として提出する。

⑴　事実証明書①

令和７年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.31「市民生活支援デジタル地域ポイント(仮称)の給付」該当ページ

⑵　事実証明書②

京都ポイント(きょうぽ)公式FAQ等

マイナンバーカードを給付申請等の必要条件としていることが確認できる該当ページ

⑶　事実証明書③

京都市随意契約一覧表

本件事業に係るアプリケーション開発・運用業務及び事務局運営業務の契約該当ページ

⑷　事実証明書④

令和７年度京都市決算実績報告書

「市民生活応援デジタル地域ポイントの給付」該当ページ

⑸　事実証明書⑤

前回の「市民生活応援デジタル地域ポイント(仮称)の給付に要する公金の支出に係る住民監査請求」に係る監査結果該当ページ

第２　監査の実施

本件請求について、京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

１　監査の種類

住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第５項）

２　監査の対象

市民生活応援デジタル地域ポイント給付事業に係る公金の支出その他の財務会計上の行為

３　監査の着眼点

監査の対象となる行為又は怠る事実の違法性又は不当性

４　監査の主な実施内容

関係職員（文化市民局及び総合企画局の職員をいう。以下同じ。）に対し、関係書類の提出を求め、これを審査したほか、質問調査を行った。

なお、本件請求については、請求人から、地方自治法第242条第７項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取を行わなかった。

また、請求人は新たな証拠の提出を行わなかった。

５　監査の実施期間及び実施場所

⑴　実施期間

令和８年10月６日から同年11月６日まで

⑵　実施場所

監査事務局執務室

第３　監査の結果

１　事実関係

本件請求に基づく監査において認められた事実関係は次のとおりである。

⑴　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和５年11月29日府地創第327号。以下「国交付金要綱」という。）等の内容を総合すれば、その概要等は次のとおりである。

ア　概要

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「国交付金」という。）については、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年11月２日閣議決定）への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるよう、令和５年11月に創設されたものである。

その後「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和７年11月21日閣議決定）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために国交付金を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和７年12月16日付けで、２兆円が計上された令和７年度補正予算が成立している。

イ　交付対象者

交付対象者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）とされる。

ウ　交付対象事業

⑺　交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とされる。

ａ　実施計画を作成する地方公共団体が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する地方単独事業であること。

ｂ　地方公共団体の令和５年度予算、令和６年度予算、令和７年度予算若しくは令和８年度予算に計上され実施される事業又は令和５年度予算、令和６年度予算、令和７年度予算若しくは令和８年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。

ｃ　令和５年４月１日以降に実施される事業であること。

⑷　交付対象事業について、国は交付対象者である地方公共団体に対し、推奨事業メニューを示しているところ、令和７年度補正予算においては、次に掲げる事業を推奨事業としている（「令和７年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和７年12月16日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）参照）。ただし、各地方公共団体が上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も交付対象と認めており（前掲事務連絡参照）、物価高騰への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であり、生活者、事業者への支援の効果が直接的に及ぶ事業である限りは、特定の事業者等に対する支援に国交付金を使用することも認められている（「令和７年度補正予算　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）地方公共団体職員向けＱ＆Ａ（第２版/令和８年１月９日）」Ｑ１−19参照）。

①　食料品の物価高騰に対する特別加算（以下「食料品特別加算」という。）

②　物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

③　物価高騰に伴う子育て世帯支援

④　消費下支え等を通じた生活者支援

⑤　省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

⑥　中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

⑦　医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

⑧　農林水産業における物価高騰対策支援

⑨　中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

⑩　地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

⑸　食料品特別加算について

上記推奨事業メニューのうち、食料品特別加算については、国の「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和７年11月21日閣議決定）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえ、令和７年12月16日付けで成立した令和７年度補正予算において、食料品の物価高騰への支援をさらに手厚く実施するよう特別加算枠と

して新たに追加されたものである。

国は、食料品特別加算について「推奨事業メニューの中で、市区町村に対応いただきたい必須項目として、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援を実施していただくこと」（前掲事務連絡）とし、その負担軽減額については、国民１人当たり3,000円程度の規模感を示しつつも、全国一律に１人当たり3,000円を支給することを求めるものではなく、支援対象、方法、支給額等の具体的な事業内容は、地域の実情に応じて、各市区町村において判断することが可能であるとしている（前掲Ｑ＆Ａ４－１から４－３まで参照）。

エ　実施計画の作成及び提出

国交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

㈠　実施計画作成地方公共団体の名称

㈡　交付対象事業の名称及び事業の概要

㈢　交付対象事業と経済対策との関係

㈣　交付対象事業に要する費用及び交付対象経費

㈤　事業実施期間

㈥　その他必要な事項

オ　実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

カ　交付金の交付

国交付金の交付事務は、内閣総理大臣が別に定める大臣がその定めるところにより行う。

⑵　本件事業について

ア　概要

本件事業は、「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和７年11月21日閣議決定）を踏まえ拡充された国交付金を活用して実施する事業で、推奨事業メニューのうち食料品特別加算と「④消費下支え等を通じた生活者支援」に該当する事業として、継続する物価高に

対する「市民生活の応援」と「市内での消費喚起・地域経済の活性化」を目的として、京都市内の店舗における物品の購入等に使用することができる5,000円相当のデジタル地域ポイント（以下「ポイント」という。）の給付等を行うものである。

なお、京都市では、上記閣議決定を踏まえ拡充された交付金を活用した事業として、本件事業のほかに、住民税均等割非課税世帯に対し現金給付を行う「京都市くらし応援給付金」及び、０歳から高校生年代の児童を養育する父母等に対し現金給付を行う「京都市物価高対応子育て応援手当」の各給付事業も実施されている（いずれの事業も本件事業と合わせて令和７年12月26日付け令和７年度京都市一般会計補正予算の成立により実施）。

イ　給付内容

本件事業に参加する市内の商店街、飲食店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア等において物品の購入やサービスの利用の対価として使用することができるポイントを京都市民１人につき、5,000円相当分を給付するものである。なお、ポイントの受取り及び使用はスマートフォンやタブレット端末向けのアプリケーションである「京都市公式アプリ」（以下「本件アプリ」という。）を介して行われるところ、スマートフォン等を持たない市民に向けては、ポイントの給付に代えて、5,000円相当分の食料品セット、日用品セット又は市内の一部商店街の対象店舗で使える共通商品券（以下「現物支給品」という。）の支給も行っている。

ウ　給付対象者

ポイント及び現物支給品（以下「ポイント等」という。）の給付対象者は、給付申請時点において京都市に住民登録のある者とされる。

エ　給付申請期間

⑺　ポイント

令和８年８月１日午前10時から令和９年２月28日まで

⑴　現物支給品

ａ　食料品セット及び日用品セット

令和８年８月３日から令和９年１月31日まで

ｂ　共通商品券

令和８年８月３日から令和８年12月28日まで

オ　給付方法

㈠　ポイント

ポイントについては、NFCと呼ばれる近距離無線通信機能を搭載したスマートフォンやタブレット端末（以下「スマートフォン等」という。）において、本件アプリをダウンロードし、本件アプリ上でマイナンバーカードによる本人確認を行い、申請者の情報を登録することで、本件アプリ上でポイントの給付を受けることができるものとなっている。また、子どもや高齢者、障害者など本人による申請が困難な者については、その家族、法定代理人等、本人以外の者のスマートフォンを用いて当該本人のマイナンバーカードを読み込ませることで、当該本人の分のポイントを受け取ることも可能となっている。

㈡　現物支給品

各区役所・区役所支所又は市内各所の商業施設・商店街等に設置されている支援窓口において、申請者が支援窓口に備えられたスマートフォン等を用いて、上記(ア)の場合と同様に本件アプリ上でマイナンバーカードによる本人確認を行うことで、5,000円相当分の現物支給品の支給を受けることができるものとなっている。

カ　本人確認方法について

ポイント等の給付を受けるに当たっては、上記オ㈠及び㈡のいずれの場合でも、マイナンバーカードによる公的個人認証を利用した本人確認が必要となっており、本件事業においては具体的に次のように行われている。

㈠　申請者において、スマートフォン等を用いて本件アプリにアクセスし、利用者証明用電子証明書及び券面事項入力補助用アプリケーションの暗証番号又は署名用電子証明書の暗証番号を入力する。

㈡　本件アプリにおいて、上記㈠でアクセスした端末に対し、乱数コードを発行する。

㈢　申請者において、上記㈠のスマートフォン等に、申請者のマイナンバー上のICチップを読み取らせ、電子証明書（利用者証明用電子証明書の場合は、これに加え、マイナンバーカードの券面に記録された住所、氏名、生年月日及び

性別の情報（以下「基本４情報」という。））と、上記㈠で発行された乱数コードをハッシュ化（元のデータから一定の計算手順に従ってハッシュ値と呼ばれる規則性のない固定長の値を求め、その値によって元のデータを置き換える方法であり、同じデータからは常に同じハッシュ値が得られる一方で、少しでもデータが異なるとまったく類似しない別のハッシュ値が生成され、また、ハッシュ値から元のデータを割り出したり、同じハッシュ値を持つ別のデータを生成したりすることは極めて難しいものとされる（個人情報保護委員会事務局「仮名加工情報・匿名加工情報　信頼ある個人情報の利活用に向けて―制度編―」25頁参照）。）して申請者のマイナンバーカード上のICチップに格納された秘密鍵（非対称暗号鍵方式（秘密鍵と公開鍵と呼ばれる一対の鍵を用いて暗号化と復号化を行う方式をいう。この場合において、秘密鍵で暗号化したものは、それと対をなす公開鍵でしか復号できない関係にある。以下同じ。）における秘密鍵をいう。）で暗号化したものを本件アプリへ送信する。

㈤　本件アプリにおいて、上記㈢で暗号化された乱数コードのハッシュ値を、上記㈢により取得した電子証明書に記録された公開鍵（非対称鍵暗号方式における公開鍵をいう。以下同じ。）で復号するとともに、当該電子証明書を、電子証明書を発行・管理する地方公共団体情報システム機構に照会し、その真正性を検証する。

当該電子証明書の真正性が確認された場合、当該電子証明書に記録された公開鍵が真正なものであることも証明される。

㈥　本件アプリにおいて、上記㈠で発行した乱数コードをハッシュ化し、その値が上記㈤で復号化したハッシュ値と一致しているかを確認する。

双方の値が一致していることが確認された場合、上記㈢における電子証明書が上記㈡において本件アプリにアクセスした申請者本人のものであることが証明され、さらに上記㈤における電子証明書及び公開鍵の真正性の証明と合わせると、申請者本人の真正なマイナンバーカードにより、本件アプリへのアクセスが行われたことが証明される。

㈦　本件アプリにおいて、署名用電子証明書又は券面事項入力補助用アプリケーションにより取得した基本４情報及び利用者証明用電子証明書の発行番号を

本件アプリが発行する利用者IDと紐づける。この際、取得した利用者証明用電子証明書の発行番号を本件アプリに既に登録されている当該発行番号と突合することで、既に同一人物による登録がなされていないか否かを判別する。

㈦　本件アプリにおいて、取得した基本４情報のうち住所の情報から申請者が京都市民であるか否かを判別し、京都市民である場合には、本件アプリ内におけるポイント等を取得するための専用ページ（ミニアプリ）に受取用のボタンが表示され、ポイント（現物支給品を申請する場合は、現物支給品との交換にのみ使用することができる専用のポイント）の受取が可能となる（受取後は、当該受取用のボタンを選択することができなくなる。）。

キ　公的個人認証について

公的個人認証は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に定められた認証サービスで、マイナンバーカード上のICチップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで利用者本人の認証や契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を公的に行うための安全・確実な本人確認を行うための手段であるとされている（デジタル庁ホームページ「公的個人認証サービス（JPKI）」参照）。

公的個人認証には、非対称鍵暗号方式と呼ばれる、なりすましの防止や改ざんの検知のための暗号技術が用いられているほか、本人確認に用いられるマイナンバーカード上のICチップにも不正防止策（無理に情報を読み取ろうとするとICチップ自体が壊れる仕組み）が講じられているなど、高度なセキュリティが備わっているとされている（前掲デジタル庁ホームページ及び「公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン 第1.8版」（デジタル庁・総務省）参照）。そして、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和８年７月21日閣議決定）においても、金融機関の口座開設時や携帯事業者との契約締結時等における非対面の本人確認方法について、厳格な本人確認の実現のため公的個人認証へ原則一本化することとされている。

⑶　事務費について

ア　本件事業における事務費

本件事業は、令和７年12月26日付け令和７年度京都市一般会計補正予算の成立により、食料品特別加算として国から交付される国交付金45億600万円を財源と

して実施することとされたが、その後、申請者数が当初の想定を上回る見込みとなったことから、令和８年９月30日付け令和８年度京都市一般会計補正予算の成立により、事業費に一般財源４億円を追加することが決定している。

そして、事業費の内訳については、９億3,100万円が事務費であり、事業費から事務費を差し引いた残額が給付費に充てられることとなっている。

イ　特別定額給付金との比較

京都市では、令和２年度に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和２年４月20日閣議決定）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策事業の一つとして、市民全員を対象に１人当たり10万円の現金（特別定額給付金）の給付を実施している。

上記特別定額給付金の申請に当たっては、マイナンバーカードによる本人確認を必要とするオンライン申請のほか、マイナンバーカード以外の本人確認書類の写しの郵送による申請も認めていたところ、特別定額給付金の給付に係る事務費は13億3,450万円（１万円未満切り捨て）となっている。

２　判断及び結論

⑴　論点整理

本件請求書及び事実証明書の内容を総合すると、請求人は、本件事業において市民がポイント等の給付を申請するに当たり、マイナンバーカードによる本人確認を必須とする取扱い（以下「本件取扱い」という。）について、①本件取扱いは、国交付金の交付申請に当たり提出した本件事業の実施計画の内容と相違し、国交付金制度に反するものである可能性があること、及び②本件取扱いがマイナンバーカードを保有していない住民を給付対象から実質的に除外するものであり、その法的根拠、必要性及び合理性を確認する必要があるとして、本件事業に係る公金の支出その他の財務会計上の行為の違法性又は不当性について監査を求めているものと解する。

なお、上記②の点については、上記請求人の主張において、本件取扱いが具体的にいかなる法令に違反するかについて、明確にはされていないものの、その内容から鑑みるに、請求人は、マイナンバーカードを保有していない住民を給付対象から実質的に除外している本件取扱いが、憲法第14条第１項が禁止する差別的な取扱いに当たるおそれがある旨を主張しているものと解される。

また、請求人は、請求書において上記財務会計上の行為のうち、特に令和８年３月30日付けで締結された「市民生活応援　デジタル地域ポイント給付事業アプリケーション開発・運用業務委託」及び「市民生活応援　デジタル地域ポイント給付事業事務局運営業務委託」に係る契約について監査することを求めているが、その理由について請求人は、これらの契約が本件請求日時点において、既に締結され、財務会計上の行為が進行しているからであると述べるにとどまり、特段これらの契約に関する個別の違法性又は不当性を指摘していないことからすると、結局のところ、本件事業の実施及びそれに係る公金の支出その他の財務会計上の行為の違法性又は不当性に関する請求人の主張としては、上記①及び②の２点に集約されるものと解する。

したがって、上記①及び②について、以下検討するものとする。

⑵　本件事業の内容が国交付金制度に反するかについて

ア　国交付金制度における交付対象事業について

国交付金制度における交付対象事業の要件は、上記１⑴ウに掲げるとおりであり、本件事業のように令和７年度予算に計上され、実施される事業にあっては、実施計画を作成する地方公共団体が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する地方単独事業であることが要件とされている。

そして、上記要件について国は、交付対象者である地方公共団体に対し、推奨事業メニューを示す一方で、当該推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業も交付対象と認めており、さらに、物価高騰への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であり、生活者、事業者への支援の効果が直接的に及ぶ事業である限りは、特定の事業者等に対する支援に国交付金を使用することも認められるとしている。

また、本件事業は、国が示す推奨事業メニューのうち食料品特別加算に該当するところ、国は当該事業について、支援対象、方法、支給額等の具体的な事業内容は、地域の実情に応じて、各市区町村において判断することが可能であるとしている。

これらの事情を踏まえると、国交付金の交付対象事業の内容については、国が

一定の方向性を示しつつも、支援対象、方法、支給額等の具体的内容については、交付対象者である地方公共団体の裁量に委ねられているものと解するのが相当である。

イ　本件事業について

本件事業は、物価高の影響を緩和するため、市内での食料品や日用品の購入などに利用できるポイント等を市民に給付し、併せて、利用可能店舗を市内に限定することで、地域企業にも効果を波及させて、地域経済の活性化を図ることを目的としている。そして、実際に実施されている事業内容としても、市民に対し5,000円相当分のポイント等を給付し、さらに当該ポイントの利用可能店舗についても京都市内の店舗に限定されており、当該目的に沿う形で実施されていることが認められるところ、本件事業の目的及び内容については、「エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生に資する事業」という国交付金の交付対象事業として掲げられた要件にも合致するものであるといえる。

この点、請求人は、国交付金に係る本件事業の実施計画には、本件取扱いに関する内容が記載されていないことから、本件取扱いが国の承認を得たものではない可能性を主張しており、関係職員も、本件取扱いについて国と協議を行っているわけではないとしているが、上記アのとおり、国交付金に係る交付対象事業における支援対象、方法、支給額等の具体的内容については、地方公共団体の裁量に委ねられているものと解されることからすれば、たとえ、国交付金の交付決定時に、本件取扱いを含めた事業内容の詳細について、国が把握していなかったとしても、そのことをもって、本件事業が国交付金制度に反することとなるものではない。

また、本件事業は、国の推奨事業メニューのうち食料品特別加算に該当するほか、「④　消費下支え等を通じた生活者支援」にも該当するものとされているところ、当該推奨事業の具体例として国は、「地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組」と示しており（前掲事務連絡参照）、その内容から、マイナンバーカードを通じたポイントの給付事業について国も一定想定していることがうかがえ、このことからも、本件取扱いが国交付金制度に反するとされるような事情があるとは認められない。

したがって、本件事業における本件取扱いが国交付金制度に反するとは認められない。

ウ　実施計画において本件取扱いの内容が記載されていないことについて

なお、国交付金に係る本件事業の実施計画の内容について見ると、請求人の指摘するとおり、「事業の対象」の欄において、交付対象者は「京都市民（京都市内に住民票のある方）」（その後、令和８年８月17日付けで国に提出された実施計画においては「給付申請時点で京都市に住民登録のある方」）とされており、特段本件取扱いに関する記載は認められない。

この点、本件取扱いによって、本件事業における給付対象者が実質的にマイナンバーカードを保有する者に限定されるという側面が生じることは否定できないことから、実施計画の作成に当たっては、この点を重視して、本件取扱いの内容についても実施計画における事業の対象の欄などに記載しておくべきという見解もあり得るところではある。

しかしながら、事業内容を見る限り、本件事業におけるマイナンバーカードの保有は、あくまで給付手続における本人確認の観点から要請されるものといえ、当該本人確認において京都市民であることが確認された場合にはポイント等の給付を受けることが可能であることや、日本国内に住民票を有する者であれば特段マイナンバーカードの取得に制限がないことに鑑みれば、実施計画における交付対象者を「京都市民」又は「京都市に住民登録のある方」としていたことが、実際の事業内容と比較して妥当性を欠く内容であったとはいい難く、加えて、上記アのとおり、国交付金に係る交付対象事業における支援対象、方法、支給額等の具体的内容については、地方公共団体の裁量に委ねられているものと解されることも踏まえると、実施計画において本件取扱いを含めた事業の詳細まで記載すべきことが要請されていたともいえないことから、本件取扱いの内容が実施計画に記載されていないことが実施計画の記載内容として妥当性を欠くものとは認められない。

また、この点について、仮に本件取扱いの内容が実施計画に記載されていないことが実施計画の記載内容として妥当性を欠くものと解したとしても、それによって本件請求対象である本件事業に係る公金の支出その他の財務会計上の行為の違法性又は不当性が惹起されるものではないというべきである。

すなわち、国交付金の申請又は交付に関する手続自体は、本件請求対象である本件事業に係る公金の支出その他の財務会計上の行為に先立つ行為としてなされるものであるところ、一般に先行行為の違法性が後行する財務会計上の行為の違法性に影響するのは、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存すると認められる場合でなければならないものと解されている（最高裁平成４年12月15日第三小法廷判決参照）。

この点、上記イのとおり、本件取扱いの内容自体については、国交付金制度に反するとされるような事情が認められないのであるから、仮に本件取扱いの内容が実施計画に記載されていないことが実施計画の記載内容として妥当性を欠くものと解したとしても、あくまでその内容は、国交付金の申請手続上の不備の問題にとどまり、それによって、本件事業に対する国交付金の交付決定が覆されるような、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとまでは認められないというべきである。

エ　小括

以上のとおり、上記各事情からは、本件事業における本件取扱いが、国交付金制度に反するものとは認められず、また、本件取扱いの内容が実施計画に記載されていない点についても、特段実施計画の記載内容として妥当性を欠くものとは認められないものである。さらにこの点を措いて、仮に本件取扱いの内容が実施計画に記載されていないことが実施計画の記載内容として妥当性を欠くものであると解したとしても、それによって国交付金の申請又は交付決定について、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとまでは認められないことから、いずれにしても、これに後行して行われた本件事業に係る公金の支出その他の財務会計上の行為について違法又は不当と評価される余地はないというべきである。

⑶　憲法第14条第１項に違反するかについて

ア　憲法第14条第１項の趣旨について

憲法第14条第１項は、法の下の平等を定めており、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨であると解される（最高裁判所昭和39年５月27日大法廷判決参照）。そして、このことは、本件取扱いのような事実上の取扱いについても、同様に当てはまるものというべ

きである。

イ　判断枠組みについて

本件事業は、継続する物価高に対する市民生活の応援と市内での消費喚起・地域経済の活性化を目的として、京都市が任意に実施する給付行政であり、法令により事業の実施が義務付けられているものではない。すなわち、京都市民は、本件事業におけるポイント等の給付を受ける法的権利を有しているわけではないから、仮に給付対象とされない者が生じたとしても、そのことによってその者の法的権利が制約されるものではないというべきである。

また、本件事業は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために拡充された国交付金を活用して実施された事業であるところ、この国交付金について国は、上記１⑴ウのとおり、特定の事業者等に対する支援に国交付金を使用することも認めており、さらに、本件事業が該当する食料品特別加算についても、支援対象、方法、支給額等の具体的な事業内容は、地域の実情に応じて、各市区町村において判断することが可能であるとしている。

これらを踏まえると、本件事業の実施に際し、支援対象、方法、支給額等の制度設計を行うに当たっては、京都市長に広範な裁量が認められているものというべきである。

したがって、本件事業における本件取扱いが憲法第14条第１項に違反するかに関しては、本件事業の制度設計の決定について京都市長に広範な裁量が認められることを前提としたうえで、本件取扱いの目的に合理的な根拠があり、かつ、当該目的と本件取扱いとの間に合理的関連性が認められるような場合には、合理的な理由のない差別には当たるとはいえず、憲法第14条第１項に違反しないものと解するのが相当である。

ウ　本件取扱いの目的について

本件事業におけるポイント等の給付申請に当たり、マイナンバーカードによる本人確認を必須としている理由について、関係職員は、限られた期間と財源の中で確実かつ迅速に対象者への給付を行うとともに、偽造やなりすましなどの不正受給・重複給付を防止し、書類の確認等の事務コストを大幅に削減するという目的を達成するために、最も信頼性の高い本人確認の手段であるマイナンバーカードによる公的個人認証を利用した本人確認方法を採用したと説明する。

一方で、本件事業は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために拡充された国交付金のうち、食料品の物価高騰への支援をさらに手厚く実施するよう設けられた特別加算枠を活用し、継続する物価高に対する「市民生活の応援」と「市内での消費喚起・地域経済の活性化」を目的としており、その内容からは、食料品の物価高騰の影響を受ける市民全員を対象とする事業といえ、特定の者を給付対象から除外するような性質のものではないことがうかがえる。

もっとも、上記⑵アのとおり、国交付金に係る交付対象事業における支援対象、方法、支給額等の具体的内容については、地方公共団体の裁量に委ねられているところ、実施計画上交付対象者とされる「京都市民」又は「京都市に住民登録のある方」全員に対し、給付等の支援をすることを完全に達成しようとすれば、必然的に膨大な事務作業が生ずることとなり、それに掛かる経費も膨大なものとなることから、本件事業の制度設計に当たり、事務負担の軽減を図ることを考慮に入れることは当然に許容されるというべきである。そして、そのような点を考慮したうえで設けられた制度の下で、結果的に給付等を受けることができない者が生じるとしても、そのことをもって、直ちに差別的な取扱いとして憲法第14条第１項に違反するものと評価することはできないというべきである。

そして、上記関係職員の説明を踏まえると、本件取扱いは、膨大な申請・給付件数が見込まれる中で、迅速に対象者へ給付することに加え、不正受給や重複給付などの問題を防止しつつも事務負担の軽減及びそれに伴う事務費の削減を図る目的でなされたものであると解され、その目的には、合理的な根拠があるものと認められる。

エ　目的と本件取扱いとの合理的関連性について

上記ウのとおり、本件取扱いは、膨大な申請・給付件数が見込まれる中で、迅速に対象者へ給付することに加え、不正受給や重複給付などの問題を防止しつつも事務負担の軽減及びそれに伴う事務費の削減を図る目的でなされたものであるところ、本件事業において当該目的を達成するための具体的運用として、上記１⑵カのとおり、京都市では公的個人認証を利用した本人確認方法が採用されているところである。

この点、公的個人認証については、上記１⑵キのとおり、なりすまし等の不正

に対する高度なセキュリティが備わっており、金融機関の口座開設時や携帯事業者との契約締結時等における非対面の本人確認方法について、厳格な本人確認の実現のため公的個人認証へ原則一本化することとされているなど、公的にも厳格な本人確認方法と認められているところであり、さらに本件事業においては、上記１⑵カのとおり、申請者情報の本件アプリへの登録に際し、公的個人認証の過程で取得される利用者証明用電子証明書の発行番号及び基本４情報を本件アプリが発行するIDと紐づけることで、同一人物による登録がないか否か及び京都市民であるか否かの判別を行っているものであることから、本件事業における本人確認方法については、厳格な本人確認方法であることに加え、京都市民ではない者による不正受給や同一人物による重複給付などの問題を防止する観点からも有用なものであるというべきである。

そして、本件事業においては、上記本人確認や同一人物による登録がないか否か及び京都市民であるか否かの判別といった不正受給や重複給付の防止のために行われる一連の作業を本件アプリ上で自動的に行うことにより、迅速な本人確認手続に加え、当該手続にかかる事務負担の軽減及びそれに伴う事務費の削減を実現しているものとされている。

この点についても、上記１⑶のとおり、京都市民全員を給付対象とするものとして令和２年度に実施された特別定額給付金の給付においては、事務費として13億3,450万円が発生していたところ、本件事業における事務費の予算は9億3,100万円にとどまっており、また、本件事業の財源となっている国交付金の食料品特別加算について、国において国民１人当たり3,000円程度の規模感が示されている中、本件事業において給付されるポイント等は１人当たり5,000円相当となっていることが認められ、これらの事実に鑑みれば、本件事業における本人確認方法は、事務負担の軽減及びそれに伴う事務費の削減に資するものであると認めるべきである。

以上を踏まえると、本件事業における本人確認方法は、迅速に対象者へ給付することに加え、不正受給や重複給付などの問題を防止しつつも事務負担の軽減及びそれに伴う事務費の削減を図るという目的の達成に資するものであり、その中でも公的個人認証という要素は、上記目的達成のための中心的役割を担うものであるというべきである。そして、この公的個人認証に当たっては、マイナンバー

カード上のICチップに記録された電子証明書が必要となり、申請者においてはマイナンバーカードの保有が必要不可欠であることから、上記目的と本人確認に当たりマイナンバーカードの保有を必須とする本件取扱いとの間には合理的関連性があるといえる。

もっとも、本人確認方法が公的個人認証による方法のみに限定されていることによって、マイナンバーカードを保有していない市民は、新たにマイナンバーカードを取得しない限り、給付申請を行うことができず、ポイント等の給付を受けることができなくなること自体は否定することができないところである。

しかしながら、仮にマイナンバーカードを保有しない者に対し、例外的にマイナンバーカード以外の方法による本人確認を認めるような取扱いを採用するとすれば、当然、その例外的取扱いの下では公的個人認証を利用することができないうえ、それによって、利用者証明用電子証明書の発行番号とIDとの紐づけ及び突合による重複給付の防止を図ることもできなくなる。そのため、京都市としては、当該例外的な取扱いを用意することはもちろん、重複給付を防止するための対策を新たに講じざるを得ず、それらによって、本件取扱い以上に事務負担が増大し、それに伴い事務費も増大することは容易に予想されるところである。

また、マイナンバーカードについては、日本国内に住民票を有する者であれば、自らの居住する地方公共団体に申請することで、無料で取得することは可能であるところ、本件事業の給付対象者についても、たとえ本件事業開始（令和８年８月１日）時点でマイナンバーカードを保有してしない者であっても、実施期間内にマイナンバーカードを取得することによってポイント等の給付を受けることが可能となるわけであるから、現時点でマイナンバーカードを保有しない市民にとって、ポイント等の給付が全く期待できない状況にあるわけではない。さらに、マイナンバーカードの申請手続についても、京都市マイナンバーカードセンターのほか市内の公共施設や商業施設に申請窓口が設置されているほか、スマートフォンやパソコンからのオンラインでの申請又は郵送での申請も可能となっており、加えて、区役所及び区役所支所等において交付申請書の記入補助や顔写真の無料撮影といった申請手続の支援も実施されていることからすると（京都市ホームページ「京都市情報館」の「マイナンバーカードの申請について」参照）、特段マイナンバーカードの取得に支障が生じているような事情もうかがえないとこ

ろである。

したがって、マイナンバーカードによる本人確認以外の方法を認めていないことについても、目的との関連において不合理なものではないというべきである。

オ　小括

以上のとおり、本件事業における本件取扱いについては、その目的に合理的な根拠があり、かつ、その目的と本件取扱いとの間には合理的関連性が認められ、また、マイナンバーカードによる本人確認方法以外の方法を認めていないことについても当該目的との関連において不合理なものとはいえないことから、憲法第14条第１項が禁止する差別的な取扱いには当たらないというべきである。

⑷　結論

以上のとおり、本件事業における本件取扱いは、国交付金制度に反するものではなく、憲法第14条第１項が禁止する差別的取扱いにも当たらないことから、本件事業の実施が違法又は不当であるとは認められず、したがって、本件事業の実施に係る公金の支出その他の財務会計上の行為についても、違法又は不当であるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないため、これを棄却する。

【参照】関係法令等の内容

日本国憲法（抄）

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第14条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

２・３　（略）

（監査事務局）